

# 幕末海防史研究の方法と視角

— 相州海防の視点から —

松田隆行

はじめに

本稿においては、当研究会の「幕末開港編」の成果と課題について、それらは幕末海防史の解明においていかなる意味を持つのかを、その方法と視角を中心として検討することにした。

## 一 幕末開港編の学習方法と視角

「幕末開港編」は、一九八八年二月研究例会から開始された。その開始の経緯は、次のようなものであった(1)。

(前略) しかし、「川崎警察署文書」の検討が進むにしたがい、近世的な特質が随所にみられ、幕末維新期の理解を抜きには本格的な理解は不可能に思われ、また、史料が一八九〇年という限られた時期のものであり、地域をトータルに把握したいという会員の強い要望にそうするためには、学習対象の時期を広げる必要が生じた。こうした事情に因應するため、県史資料編のすぐれた成果である『神奈川県史 資料編10 近世(7)海防・開国』を学習しようということになり、(後略)

月一回の研究例会の進め方は、研究例会参加者全員が、順番に史料を音読し、議論をしていくというものであった。また、毎回一人のレポーターが、下調べをしていくことになっていたが、回をかさねると、その内容についても要望が出されるようになった(2)。

(前略) さて、史料を読むに際して、チューターの方に次のようなお願いをおきたい。文書の書式、言葉の約束事について言及していただくこと。地名・人名についての簡単な説

明、その時々の藩政・幕政の動向について調べておくことなど。必要であれば複数の人で分担してもよいのではないか。予備知識のあるなしで、近世専門でない人も豊かな歴史像が描けるのではないだろうか。

「幕末開港編」において、海防研究の視角がみえはじめてきたのは、『神奈川県史』を読み進め、川越藩の海防を検討するようになつてからのことであつた。研究例会において注目を集めたのは、海防の担い手の問題であつた(3)。

(前略) 学習会で問題になつたのは史料番号六三「天保十四年五月相州陣屋付足軽等下付金につき歎願」である。(中略) 討論では、歎願書の性格上、多少誇張されていることは留意しなければならぬが、家族の「手稼」に頼らなければ再生産不能という状態は、まさに極貧の半プロであり、身分として武士であつても武力集団としては崩壊しており、彼らには継戦能力など期待すべくもなく、これが海防の第一線の任に当たらなければならぬのだから驚くべきことである。また、海防に関する研究史の側面から見ると、こうした側面から照射した研究がないなどの指摘がなされた。(後略)

また、その後に書かれた研究例会記録は、海防政策の展開における地域の果たす役割に注目して、海防問題の論理構造を明らかにし、その後の研究視角を方向づけることとなつた(4)。すなわち先ず第一に、海防の莫大な費用は、担当する個別の領主の財政を圧迫し、軍役の負担を困難にする。すると軍役体系の見直しの必要が生じてくるが、これは幕藩制の原理と抵触する。第二に、海防の社会的費用(水夫・陣夫の徴発、助郷の激増などの民衆の負

担)は、「百姓成立」という農民経営の問題に抵触する。すなわち領主経営にとつて避けて通れない問題がクローズアップされる。すると、民衆の役負担体系の見直しの必要が生じるが、これまたその中身如何では石高制の原理に抵触することもあり得る。このように海防の直接的・軍事的および社会的費用は、幕府と個別領主、領主と農民という両次元で近世国家の本質にかかわる問題を提起したことが明らかにしたのである。

また、フィールド・ワークを実施して、台場の位置を確認するなど史料の読みをさらに深めるための作業がなされた(5)。

(前略)江戸時代における浦賀の役割についての説明を愛宕山公園から東京湾を見下ろしながら聞くと、浦賀港の前に外国船が停泊し続けてその機能が停止した場合、江戸の経済が致命的な打撃を受けることがまさに「一目瞭然」となった。(後略)

## 二 幕末開港編の成果と課題

「幕末開港編」の研究例会では、以上の視角と方法に基づいて研究例会を重ね、天保十三年(一八四二)の川越藩の相州警備任命から、弘化四(一八四七)の彦根藩の相州警備参入を経て、嘉永六年(一八五三)と翌年のペリー来航に至る時期の三浦半島における海防政策の展開を詳細に検討し、分析を行うことにより、海防の遂行過程における地域の役割や海防の地域への影響、さらに地域の動向を明らかにしてきた。それらによって、地域は海防によって影響を受けるとともに、逆に地域が海防のあり方を規定することも明らかにした。

海防の遂行過程における地域の役割は、村方からの動員である。異国船渡来時には、村々からは人々が海防の拠点となる陣屋に動員された。また、船の乗員としての水主も村々から動員された。これらの異国船渡来時の動員の他にも、異国船渡来にそなえての

訓練への動員や大砲を設置する台場を建築する際の普請人足としての動員、さらに幕府や海防担当藩の役人が通行する際には、人馬の継立を行うなどの動員が存在した。また、このように役人が通行する際には、村方で役人を接待し、賃銭その他の諸入用を負担した。

こうした海防の遂行過程において地域が役割を果たすことは、村方に海防負担がかかってくることにほかならない。また、動員があれば、農業、漁業その他の生産活動は当然できなくなる。それゆえ、海防の強化にもなつて村方にかかる海防負担は重くなつていき、村方は疲弊していく。海防負担は、ペリー来航に至るまで激増し続けていった。そのため、村方からはそうした過重な海防負担による「百姓成立」の危機を訴えて、領主の「御仁政」の一環として負担の軽減および救済策を実施するよう求めた歎願書が次々に海防担当藩へと提出された。

ペリー来航の時期になると、こうした海防負担による村方の疲弊について対策を行わなければ、海防のための動員が機能しなくなりかねないことを海防担当藩は認識し、そのための対策を実施せざるを得なくなった。たとえば、川越藩は、ペリー来航の直前の時期である嘉永六年(一八五三)五月に、村方に達書を出し、水主、夫人の村方からの動員については、その動員に詰め切りになることによって家族の生活に支障を来す者に対して、一日に玄米五合を支給するとしている。これは、まさに海防動員の存続をかけた政策であるといえよう。このように、地域は海防によって影響を受けるとともに、逆に地域が海防のあり方を規定するといえるのである。

また、海防担当藩の藩政や海防担当藩と幕府との関係、さらに幕政についての検討もなされた。海防担当藩である川越藩の藩政については、先ず、川越藩の地方支配について、組合村の惣代やその他の村役人に苗字帯刀の特権を与えて士分として扱い、水主や夫人足の動員を統率させるなどの役目を負わせるという海防体

制のあり方が明らかにされた。また、彦根藩の相州海防参入による川越藩への影響についても検討がなされた。彦根藩の相州海防参入によって相州分領がほぼ半減したことによって、水主、夫人ともに不足して一人当りの負担が増加し、異国船渡来時の動員に支障を来すという事態が生じていた。それゆえ、川越藩は幕府に對して、水主が付属している海付の村々に村替を実施するよう要求せざるを得なくなつたのである。海防担当藩と幕府との關係については、先ず、川越藩に關しては、なぜ、ほかならぬ川越藩が海防担当藩に任命され、ペリー来航に至る時期まで海防を担当させられたのが問題とされた。この点については、関東の家門である川越藩の幕藩体制における位置や將軍子息を養子に迎え入れており將軍家との姻戚關係があること、さらに公儀拝借金が存在などを考慮しつつ説明していく必要があることが指摘されている。さらに、海防担当藩と幕府との關係については、両者の間に対立が生じたことが注目される。川越藩は、嘉永三年（一八五〇）四月に「相州粮蓄米用屋敷・会所設置願」を海防の財政的 necessity から幕府に提出したが、株仲間解散・再興令を出して流通過程を自ら掌握せんとする幕府はこれを許可しなかつた。すなわち、藩として海防を遂行するための政策構想が、幕府の政策基調と矛盾したのである。

なお、彦根藩についての検討は川越藩のそれに対して不十分ではあるが、いくつかの重要な問題が指摘された。先ず、海防動員において相州分領と世田谷領との關係はどのようになつてゐるのかが問題とされた。また、海防担当藩と幕府との關係および幕政については、溜間詰大名としての井伊家の幕政における動向（とりわけ井伊直弼のそれ）と彦根藩の相州海防の諸問題（彦根藩の海防着任や領地加増問題など）の展開との間には、どのような關係があるのかを説明する必要があるとの指摘がなされた。

さて、「幕末開港編」は、以上でみてきたような成果があつたが、その一方で課題も残されている。先にみたように、確かに地域は、

海防のあり方を規定する。しかし、直接的に海防担当藩から幕政へと影響が及ぶわけではない。この点を意識して研究例会の検討が深められたのではなかつた。海防政策以外の藩政の諸問題、すなわち藩財政や地方支配のあり方などの分析を行うことによつて、地域と藩政の關係、さらに藩政と幕政との關係について、より具體的な構造的な分析を提示する必要があるにもかかわらず、そこまでには至らなかつた。つまり、藩政を地域から幕政への媒介項としてとらえた分析がなされなかつたのである。それゆえ、藩政史そのものの分析を深めることが課題として残されている。

また、藩政史に關していえば、海防担当藩の相州分領である三浦半島において展開する海防政策のあり方が、これまた直接的かつ全面的に藩政を規定するのではないことに注意する必要がある。つまり、異国船渡来時に、相州分領の他に国元や江戸屋敷からも動員がなされていることなどを考慮すれば、相州分領の問題だけでなく、それらとの相互關係を考慮した分析がなされなければならなかつた。このことは、三浦半島のみを対象にした検討からでは明らかにならないという点において「幕末開港編」のいわば「限界」ともいふべき問題であり、方法的な問題にも關係する点である。これらの点に關しては、「幕末開港編」の開始段階において、既に指摘がなされていた(6)。

(前略) 討論で問題になつた点を整理すると、①川越藩の相州支配の特質を把握するには、単に川越—相州という關係のみではなく、川越—前橋、川越本領—江戸屋敷、江戸屋敷—江戸社会、川越—江戸屋敷—幕府（権力構造）など政治社会的ネットワーク全体の中で考慮しなければならぬであろう。(後略)

この点は重要であり、今後はこの点も考慮して藩政史そのものの分析を深めていく必要があるといえる。

### 三 幕末開港編の進行過程における問題点

ここでは、「幕末開港編」の研究例会の進行過程において生じた問題点について検討することにした。

研究例会では、先に述べたように「神奈川県史」を読み進めていったが、やがてその編纂の問題点が指摘された(7)。

(前略)さて、この学習会で話題になったもう一つの問題点は、これまでの収録史料の中で「前橋藩松平家記録」が多数収録され、しかも要的存在であるにもかかわらず、編者の視角でぶつ切りにされていることである。「神奈川県史」の場合、前半の史料三―八点のうち実に九二点を占めている。この「前橋藩松平家記録」をまとめてみるのが研究上必須であるにもかかわらず、「川越市史」や「前橋市史」それに「群馬県史」でも通してみることができない。地方史編纂につきまとう逃れられない事態なのであるか。それにしても一人の編者の限られた視角で選択された史料に制約されぬ手だてはないものであろうか。特定のテーマを立てて史料集を編むというところに矛盾があるようだ。テーマ性をいやすのは通史で果たすべきではないか。史料集は、単に目先の住民サービスにとらわれずに文化遺産として後世に残すべきことを基準にすべきではないだろうか。

こうした問題点があったこともあり、さらに研究を深めたいという参加者の要望が出た。そこで、「神奈川県史」をペリー来航の前まで読了した時点で、テキストに「逗子市史 資料編Ⅱ 近世Ⅱ」を使用し、「神奈川県史」で読んだ史料と同時期の部分を検討することになった。

「逗子市史」をテキストとした研究例会においては、多くの論点が提示され、研究例会の内容は深まっていた(8)。たとえば、異国船防御策については、幕府が穩便に異国船を取り扱い、争端を開くことを避けようとして海防担当藩に事前に協議させている

こと、その過程において江戸湾防備の軍事力では異国船に対抗できないと海防担当藩が明確に認識していることなどが明らかになった。また、海防担当藩における国家意識の成立、海防最前線における幕府役人の意識なども収録史料の検討から明らかになった。さらに、海防担当藩の海防政策や海防体制下の村落の動向についても検討が深められた。

このように多くの論点が提示され、研究例会の内容が深まっていく一方で、まさにそのことによって研究例会における問題点が発生したのである(9)。「逗子市史」への移行にともない、毎月のレポーターは、研究例会の準備にしても会報への記録執筆にしても、「県史」を学習した段階よりも考察を深めたものを求められることになった。研究例会を重ねるごとに論点と課題は増えていったが、研究視角を設定して、それらを掘り下げていくことは、毎月のレポーターにとっては過重な負担であった。そのため、論点や課題が掘り下げられないままになり、会報への記録の掲載も停滞してしまうという事態が生じた。これは研究会活動自体が研究内容に引きずられてしまった事態といえる。このことは研究例会において多くの論点が提示され、研究例会の内容が深まっていたからこそ生じた事態であった。本来ならば、研究例会で出された論点と課題のそれぞれについて、研究例会参加者が分担して研究の中間的な総括がなされるべきであったが、それがなされなかった。このことが事態の発生とその進行の大きな原因であった。

#### むすびにかえて

当研究会の「幕末開港編」は、三浦半島における海防政策の展開を詳細に検討し、分析を行うことにより、海防の遂行過程における地域の役割や海防の地域への影響、さらに地域の動向を明らかにしてきた。それらによって、地域は海防によって影響を受けるとともに、逆に地域が海防のあり方を規定することも明らかに

なった。この点は「幕末開港編」の成果として評価すべき点であるといえよう。

しかし、課題も残された。藩政を地域から幕政への媒介項としてとらえて分析を行うことよって、地域と藩政の関係、さらに藩政と幕政との関係について、より具体的な構造的な分析を提示するには至らなかった。それゆえ、藩政史そのものの分析を深めることが課題として残された。また、藩政史についていえば、海防担当藩の相州分領である三浦半島において展開する海防政策のあり方が、これまた直接的かつ全面的に藩政を規定するのではない。このことを考慮すれば、相州分領の問題だけでなく、他の分領との相互関係を考慮した分析がなされなければならなかったが、それも課題として残された。このことは、三浦半島のみを対象にした研究の「限界」にかかわる問題であり、方法論的にも重要な点である。

また、研究例会の進行とともに、問題点が生じた。すなわち、多くの論点が提示され、研究例会の内容が深まっていく一方で、まさにそのことよって研究会活動自体が研究内容に引きずられてしまうという事態が生じたのである。この点に関しては、中間的な研究の総括の必要があったにもかかわらず、それがなされなかったことが大きな問題であった。

これらの課題や問題点は、当研究会がそれらを自覚し得るところまで到達したからこそ生じたものであると肯定的に評価することも、あるいはできるかもしれない。しかし、そうであればこそ、それ以上の水準を目指して、今後は残された課題や問題点を解決していく必要があるといえるであろう。

## 註

七年(二月)。

(2) 奥田和美「川越藩による相州沿岸警備の開始」(『会報』第五三三号、一九八八年六月)。

(3) 内田修道「天保期川越藩の相州支配」(『会報』第五九号、一九八九年一月)。

(4) 以下については、奥田晴樹「海防の社会的費用」(『会報』第六五、六六号、一九八九年七月、九月)を参照。

(5) 拙稿「黒船以前の浦賀を歩く―幕末海防史跡めぐりに参加して」(『会報』第六八号、一九八九年十一月)。

(6) 内田修道「川越藩の相州支配」(『会報』第五六号、一九八九年十月)。

(7) 内田修道「イギリス軍艦マリナー号事件以後の川越藩の動向」(『会報』第六七号、一九八九年十月)。

(8) 以下については、奥田晴樹「海防と川越藩の相州地方支配」(『会報』第八二号、一九九一年二月)、拙稿「海防をめぐる幕府―藩関係と惣代層の役割」(『会報』第八四号、一九九一年四月)、内田修道「『国辱』意識の形成と統治形態変更への契機」(『会報』第八六号、一九九一年六月)を参照。

(9) 以下については、拙稿「研究研究会の現状と問題点」(『会報』第九一号、一九九一年十一月)を参照。

(1) 「京浜歴科研の『神奈川県史を学ぶ会』新春模様替え」

『京浜歴科研会報』(以下、『会報』と略) 第四六号、一九八